

カルストの風



平成27年10月発行
美祢市学校事務共同実施会
じむだより
第38号 厚保豊田前グループ担当

27年度もあっというまに半分が過ぎました。今回のカルストの風は「給与明細書のみかた」と今年度から大きく変わった「旧委託事業」について取り上げました。

今月から給与明細書がリニューアル！
新★給与明細書のみかた



今月の給与明細書をご覧ください。今月から被用者の年金制度一元化に伴い、先月とはすこし様式が変更されています。すべては説明しきれませんが、これを機会に給与明細書をじっくり見られてみませんか？

給与支給明細書(平成 年 月分)例月

給料表 ① 級				号給	調整数	所属	職員番号				
給料	調整額	教職調整額	地域手当	扶養手当	管理職手当	初任給調整手当	通勤手当(非課税)	通勤手当(課税)			
住居手当	単身赴任手当	特・へき地手当	準特・準へき地手当	農普手当	産業教育手当	定通教育手当	教員特別手当	日額特勤手当			
時間外手当 100/100	時間外手当 125/100	時間外手当 150/100	時間外手当 135/100	時間外手当 160/100	時間外手当 25/100	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当(非課税)			
宿日直手当(課税)	管理職員特別勤務手当	期間率	期末手当	期間率	勤勉手当	時間外60超 50/100	時間外60超 150/100	時間外60超 175/100	支給総額		
給料の減額	地域手当の減額	初任給調整手当の減額	特・へき地手当の減額	準特・準へき地の減額	農普手当の減額						
共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金(厚年)	共済長期掛金(退職)	課税対象額	所得税	住民税	互助会掛金	退職互助会掛金			
公舎使用料	共済償還金	財産形成貯蓄額	控除計	給与累計	社会保険料累計	所得税累計	現金支給額				
互助会償還金	共済貯金	生命保険料	物質購入	組合費	慶弔共済費	福利厚生会費	労金償還金	親睦会費			
給食費	親和会	PTA会費	積立金	学校生協							
項目は学校で違います				口座変更	その他控除額計	差引現金支給額	第1口座振替額	第2口座振替額	第3口座振替額	現金支給額	
標準報酬月額 等級及び月額			決定年月	適用年月	標準期末手当等の額			決定年月	適用年月		
短期	長期厚年	長期退職			短期	長期厚年	長期退職				
		⑳									

支給される金額
控除される金額

決定者: 公立学校共済組合山口県支部

- 給料表のコード 教育職(二)-63(校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭)/行政職-11(学校事務職員) 医療職-42(学校栄養職員)
- 号級に応じた給料表の額 【※経過措置有り 詳しくはカルストの風36号(H27. 6月発行)参照】
- 小中学校の特別支援学級の担任、又は特別の指導を担当する①教育職(二)に該当する職員で直接従事する者に支給 →調整基本額(2級の教諭等7,650円~11,100円)×調整数(1.00)
- 管理職以外の①教育職(二)に該当する職員に支給
→給料表額×4/100
- 扶養親族のある学校職員に対して支給
配偶者 13,000円 配偶者以外 各6,500円
配偶者を欠く場合は1人目 11,000円
※16歳の年度初めから22歳の年度末までの子は1人につき5,000円加算されます
- 校長・副校長・教頭に支給
- 通勤(徒歩により片道2km以上)のために要する費用を直接負担している場合に支給



通勤手当の非課税とは??

通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。非課税の限度額は、片道の通勤距離に応じて決められています。

- ⑧ 借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給
- ⑨ 異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情で同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給(26,000円+加算額) ※距離制限有り
- ⑩ 小中学校に勤務する①教育職(二)に該当する職員に8,000円の範囲内で職務の級及び号給の別に応じて支給
- ⑪ 小中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭が業務に従事した場合に支給
教員特殊業務手当はカルストの風35号(H27. 3月発行)参照
多学年学級担当(290円)/主任手当(200円)などの手当 (単価×勤務日数)
- ⑫ 学校栄養職員、学校事務職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合に支給
- ⑬ 基準日(6月1日、12月1日)に在職する学校職員に支給
(これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員も同様)
- ⑭ 基準日(6月1日、12月1日)に在職する学校職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の勤務成績に応じて支給(上記同様)
- ⑮ 健康保険(共済組合)の掛金 (組合員及び被扶養者の療養給付、出産費、災害見舞金など)
→標準報酬月額×44.51/1000 (44.51/1000=短期掛金 43.10/1000+福祉事業掛金 1.41/1000)
- ⑯ 40歳に達した月から徴収 →標準報酬月額×5.21/1000
- ⑰ 組合員の退職後の生活のため退職金をはじめとする年金給付及び一時金給付のための掛金
→標準報酬月額×86.39/1000
- ⑱ 積立方式の年金 (H27年10月から) →標準報酬月額×7.5/1000
- ⑲ 所得に対してかかる国に納める税金
- ⑳ 地方公共団体に納める税金
- ㉑ 互助会の財源となる掛金 →給与月額×1/100
- ㉒ 退職後に入る互助会の掛金 35歳以上・希望者のみ →給与月額の3/1000 (25年間)
- ㉓ 共済組合から受けている貸付の償還金
- ㉔ 職員が直接、取引金融機関等と契約し、県が職員の給与から控除し、職員にかわって預け入れる額
- ㉕ 互助会から受けている貸付の償還金
- ㉖ 団体生命保険料 (詳しい明細は事務職員にお尋ねください)
- ㉗ 生協扱いの保険料及び購入代 (詳しい明細は事務職員にお尋ねください)
- ㉘ 標準報酬月額の記載 (H27年10月から)

共済組合や互助会のHPもチェックしてみてくださいね♪



ちなみに臨探の先生は・・・

健康保険 ㉙		厚生年金 ㉚		課税対象額	所得税	住民税	互助会掛金	退職互助会掛金
公舎使用料	共済償還金	財産形成貯蓄額	控除計	給与累計	社会保険料累計	所得税累計	現金支給額	
互助会償還金	共済貯金	生命保険料	物質購入	組合費	慶弔共済費	福利厚生会費	労金償還金	親睦会費
給食費	親和会	PTA会費	積立金					
		口座変更 第 口座	その他控除額計	差引現金支給額	第1口座振替額	第2口座振替額	第3口座振替額	現金支給額
項目は学校で違います								
標準報酬月額				標準賞与額				
健康保険	厚生年金	健康保険	厚生年金					

- ㉙ 健康保険料 →標準報酬月額×5.05% (40才以上65才未満は介護保険料分を含むため、5.84%)
- ㉚ 厚生年金保険料 →標準報酬月額×8.914%

昨年度までの「委託事業」が方式を変えてリニューアル！

新★美祢市の学校教育課配算 各種事業



小中共通

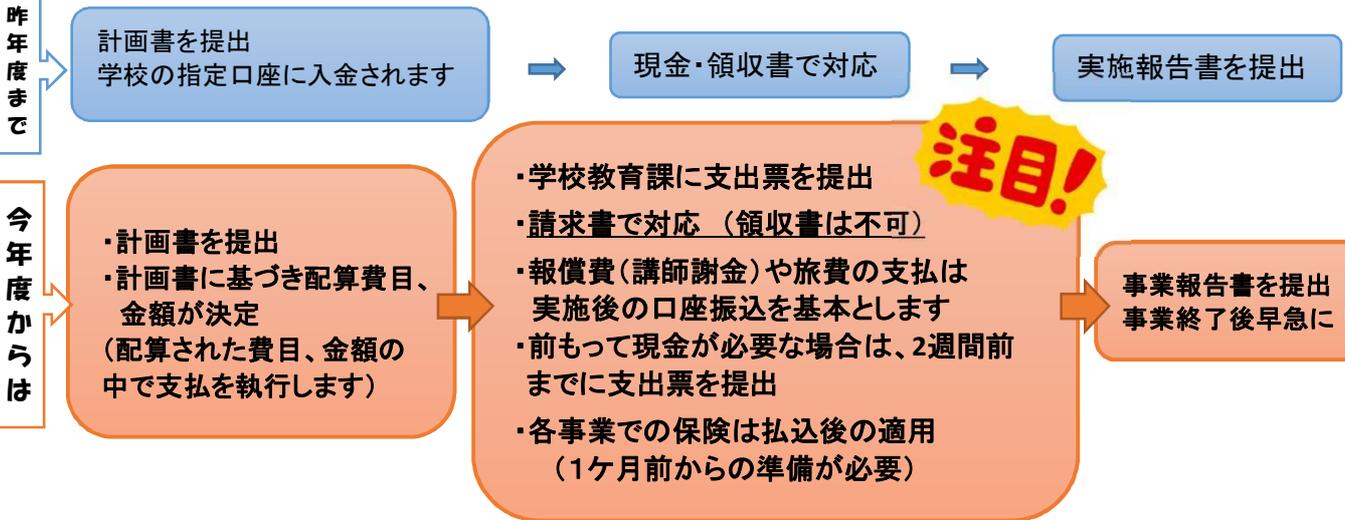
- ・学力向上対策プロジェクト事業
- ・新しい学校を創る美祢コミュニティ・スクール推進事業
- ・特色ある学校活動支援事業(応募により決定)

中学校のみ

- ・進路指導対策事業
- ・中高連携教育推進事業
- ・吹奏楽指導事業

昨年度までとの違いをお知らせします

学校配算方式への変更により大幅に事務処理方法が変更されました



※今年度からの変更点が非常に多いですが、計画的に事業を実施しましょう!



事務職員は見た! 聞いた! 感じた!

若手事務職員と臨時任用事務職員ばかりの厚保豊田前グループ!!
今回はメンバーの意外な一面や各学校のおもしろエピソードなどを聞いてみました。どれがどの学校かわかりますか??



うちの学校、どうやら読みにくらしく「アホ」と言われた悲しい過去が...。「アホ」じゃなくて「アツ」です!!!



グランドの奥に秘密の場所があるんです。夏でも、とっても涼しかったなあ(*^_^*)

野鳥博士がいっぱい! 鳴き声だけでピタリと正解! 鳥だけじゃないよ...へびにも詳しくなりました!



野菜作りは1人1畑!!
冬野菜がすくすく成長中



授業以外にも先生方の仕事は山ほどあり...学生時代では気付かないことが多く、職員になり驚いてばかりです!



うちの学校の正門下には可愛らしい?! はにわくんがお出迎えております。

